

外感染1

歯科外来診療感染 対策加算 1

外来環は廃止され、
外安全1・2と外感染1・2・3・4
新設されました



歯科外来における感染対策の評価

通常の歯科外来感染対策	新型インフルエンザ等感染症等の発生時に対応可能
歯科外来診療感染対策加算 1 ・ 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師 1 名以上かつ 歯科衛生士又は研修受講の職員 が 1 名以上	歯科外来診療感染対策加算 2 ・ 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ 1 名以上
歯科外来診療感染対策加算 3 (地域歯科診療支援病院) ・ 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師 1 名以上かつ 歯科衛生士又は看護職員 が 1 名以上	歯科外来診療感染対策加算 4 (地域歯科診療支援病院) ・ 人員体制について、次のいずれかを満たすこと。 ① 歯科医師が複数名 ② 歯科医師 1 名以上かつ 歯科衛生士又は看護職員 が 1 名以上
(歯科外来診療感染対策加算 1～4 共通) ・ 歯科点数表の初診料の注 1 に係る施設基準 ・ 院内感染管理者の配置 ・ 院内感染防止対策に係る体制整備	(共通) 新型インフルエンザ等感染症等の発生時 ・ 患者の診療体制 ・ 事業継続計画策定 ・ 医科医療機関との連携 ・ 地域の歯科医療機関との連携 (患者受入)

歯科外来診療における院内感染防止対策の評価の見直し①

➤ 歯科外来診療環境体制加算を見直し(廃止)し、歯科外来診療における院内感染防止対策について、新興感染症等の患者に対応可能な体制を確保した場合の評価を新設する。

(新) 歯科外来診療感染対策加算 1 (歯科初診料)	12点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 2 (歯科初診料)	14点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 3 (地域歯科診療支援病院歯科初診料)	13点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 4 (地域歯科診療支援病院歯科初診料)	15点

[算定要件]

注10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、それぞれ歯科外来診療感染対策加算 1 若しくは 2 又は 3 若しくは 4 として、初診時 1 回に限り 12 点若しくは 14 点又は 13 点若しくは 15 点を所定点数に加算する。

(新) 歯科外来診療感染対策加算 1 (歯科再診料)	2点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 2 (歯科再診料)	4点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 3 (地域歯科診療支援病院歯科再診料)	3点
(新) 歯科外来診療感染対策加算 4 (地域歯科診療支援病院歯科再診料)	5点

[算定要件]

注9 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、歯科外来診療における院内感染防止対策に係る取組を行った場合は、それぞれ歯科外来診療感染対策加算 1 若しくは 2 又は 3 若しくは 4 として、2 点若しくは 4 点又は 3 点若しくは 5 点を所定点数に加算する。

外感染 1 の施設基準

- ・ 歯科医療を担当する保険医療機関(地域歯科診療支援病院の届出をした保険医療機関を除く)であること。
- ・ 歯初診を届出済または同時に申請している。
- ・ 歯科医師が複数名又は歯科医師が1名以上かつ歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けたものが1名以上配置されていること。
(→衛生士がない場合でも基準を満たすことが可能になった!)
- ・ 院内感染管理者が配置されていること。
- ・ 歯科外来診療における院内感染防止対策につき十分な体制が整備されていること。

point

- ・ 2024年3月末までに外来環を届出されている場合は2025年5月末までが移行期間。
それまでは外安全1と外感染1が算定できる。
- ・ 院内感染防止対策に係る研修については院内で実施した場合でも差し支えない。
- ・ 外感染1・2と外感染3・4の違いは地域歯科診療支援病院の届出がされているかどうか。
- ・ 外感染1・3と外感染2・4の違いはインフルエンザ等感染症等の発生時に対応可能な体制が整備されているかどうか。
- ・ 院内感染管理者は院長で可(常勤で責任を持てる立場という観点)
- ・ 歯初診の医療安全に関する研修の受講は従来通り4年に1回。
- ・ 外感染は院内提示の要件がないが、歯初診において院内提示及びウェブサイトの掲載が必要とされている。

topic

- ・ 外感染の1は外来環に比べ人員要員が緩和され、衛生士が在籍していなくても歯科医師と研修を受けたもの1名の配置で要件を満たすため、歯初診の届け出と口腔外バキュームの設置と院内感染管理者の配置で申請が可能となる。